# 第2回 統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集 フォローアップ結果一覧

※第2回募集(令和元年9月~10月募集)に対する回答(令和2年11月公表) について行ったフォローアップ結果を掲載しております。

1	具体的な統計等データの提供要望
1	旦休的公龄計畫十一久()提供男名
<b>-</b>	

①社会保障(医療、介護、生活保護)に関するもの P1

②身体的性別、性的指向、性自認に関するもの P1

③国民生活に関するもの 該当なし (対応済)

④環境に関するもの 該当なし(対応済)

⑤文化に関するもの P2

⑥分野横断的なもの P2

2. 地方公共団体が整備する統計への働きかけの要望 該当なし(対応済)

3. 二次利用の手続等への要望 P3

4. データ収集・処理に当たっての要望 P4,5

5. 調査対象者の負担軽減の要望 P6

### 1. 具体的な統計等データの提供要望※8件中4件対応済

### ①社会保障(医療、介護、生活保護)に関するもの(1項目)

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	の二次医療圏別集計	る。また、現在、レセプト病名については公表項目に含まれていないが、全てでなく とも重要5疾病および骨粗鬆症、痴呆症においては、レセプト記載によるミスリードは	識者会議」にて検討してまいります。また、レセプト病名の妥当性については「疑い」病名の取扱いなど相応の検証が必要と考えられることから、平成30年度厚生労働科学研究「ナショナルデータベース(NDB) データ分析における病名決定ロジック作成のための研究」の検討結果を踏まえ	○令和元年に公表した第4回NDBオープンデータから一部の医科診療行為について二次医療圏別の集計を開始し、令和3年に公表した第6回NDBオープンデータでは全ての医科診療行為・歯科診療行為・特定健診に拡大しました。今後も継続して二次医療圏別の集計を進めていく予定です。 ○また、NDBのオープンデータについては、汎用性が高く様々なニーズに一定程度応えうる基礎的な集計表を作成し、公表していくことが適当という考えの下、これまで一般から寄せられた要望に基づき、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」及び「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」で個別に検討の上、診療行為の算定回数や薬剤の調剤量など、いわゆる粗集計結果を公表してきました。 ○このレセプト病名に関する要望は、糖尿病や認知症等の疾病を持つ患者に対して、どのような診療行為や調剤行為が行われたかを地域別に公表するものです。レセプトにおける病名については、平成30年から令和2年にかけて、厚生労働科学研究「ナショナルデータベース(NDB)データ分析における病名決定ロジック作成のための研究」にて検証を行いましたが、例えば、高血圧の病名がついていても降圧薬が処方されていない場合、疑いなのか、経過観察中なのか、他院治療中なのかが不明であるなど、いわゆる粗集計をオープンデータとして公表する方法では、医学的妥当性の評価が困難であると判断しました。レセプト病名に関する要望に対応するためには、患者単位での名寄せや病名定義が必要となります。このような名寄せや病名定義は、多数の研究者等が第三者提供によりNDBデータの提供を受けてその開発に取り組んでいるものです。令和元年の法改正により、令和2年10月から民間事業者も含め幅広い主体がNDBデータを利活用できることとされたことも踏まえると、本要望については、研究者、民間事業者等の幅広い主体において、病名の妥当性等を評価・検討いただいた上で、その研究成果を広く公開していただくべき性質のものと考えます。

### ②身体的性別、性的指向、性自認に関するもの(1項目)

No	要望・提案 名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	令和2年(2020年) 国勢調査データにお ける同性カップル集 計のための利用につ いて	「平成32年国努調省有識有会議」 (第4回) において、同性カップルに関する集計について検討されたことが公表されている。自治体レベルでは、2019年10月末現在、全国27の自治体が同性パートナーシップ制度を設けており、それらの総人口は1,800万人を超える。また、司法分野では同性パートナーに法律婚の男女に準じた扱いをした判決が、近年に数件なされている。 (1) 学術研究目的での集計利用についてこうした状況もあり、関連分野の研究者の関心も高まっている。 (1a) 同居の同性カップル (同一世帯のうち、続柄が本人と配偶者で同性のケース) について、加工前のデータ (公式集計のために一方の続柄を配偶者からその他に「修正」する前のデータ)をファイルとして総務省統計局が保存し、必要となった際には集計可能な状態とし、今後年次比較や国際比較も可能なようにしていただきたい。 (1b) 現行の学術研究目的での政府統計データ公開の枠組みに沿って、上記の形のデータを活用可能としていただきたい。 (2) 自治体からの行政集計依頼について自治体から行政施策検討の基礎資料として総務省統計局に対して要望があった場合には、国勢調査データに基づき、当該自治体に住む同性カップル (完養け上と同様) に関する集計を回答するとう事望する	同性が法律上位置では、そのには、そのには、そのには、そのに対しては、そのに対しては、そのに対しては、そのに対しては、そのに、ま、までは、は、までは、は、までは、は、までは、は、までは、は、までは、までは	2020年前後の各国の人口センサス(我が国で言えば国勢調査)が終わったばかりであり、諸外国の状況等にも大きな変化はないところではありますが、引き続き注視してまいります。

### 1. 具体的な統計等データの提供要望※8件中4件対応済

## ④環境に関するもの(1項目)

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	SDGsとグローバル指標イニシアティブへ のSNA・サテライト 勘定の活用	SDGsの各目標は、169のターゲットと、244の指標が設けられております。2015年9月、第70回国連総会では、同SDGsの各目標とターゲットが提案されました。上記の指標に関しては、国連統計委員会によりグローバル指標の枠組みが提案されました。その後、2017年3月、第48回国連統計委員会で、合意されました。各国の統計当局は、SDGsのみでなく、複数の条約等で適用されるグローバル指標に関して、報告の必要に迫られると思われます。これに対して、従来我が国をはじめ、主要国で整備されてきたSNAおよびサテライト勘定を活用することで様々な利点が得られることを国連も推奨しております。SDGsは、持続可能性に関策を必要とするものであります。これに対して、とくに環境とすって、は、国際統計基準に基づく、、対策策力と、は、国際統計基準に基づく、対策策力と、は、BPを制定である環境経済とである環境を対して、とくに環境を対して、は、国際統計基準に基本では、10mmのである。である環境を対して、といるである環境を対して、は、国際統計を国際的に比較可能な形式に揃えることを可能とし得るものといえます。実際には、各国の既存の環境・経済に関する統計データを基礎として、環境経済勘定・実験的生態系勘定(SEEA Experimental Ecosystem Accounting)およびSEEAへの統合を経て、SDG指標に適用することが可能となっております。現状では、9の目標(2、6~9、11~12、14~15)のための40のグローバル指標を作成し得る状況にあります。さらに、全く同様の統計的な仕組みによって、各種のグローバル指標を作成し得る状況にあります。さらに、全く同様の統計的な仕組みによって、各種のグローバル指標に対する報告義務の際の省カ化、基礎的な統計データからの各指標の計算の重複を避ける効果が見込まれます。また、あくまで既存の統計および指標を用いて、環境・生態系と経済との相互作用に関する統合的な分析が確立され、ひいては持続可能な発展に関するエビデンスベースの改善につながることが期待されます。	内閣府経済社会総合研究所においては、研究の一環としてサテライト勘定を作成しています。平成27年度には水に関するサテライト勘定の研究を行い、基礎データの収集、サテライト勘定の試算、今後の課題等について取りまとめました。 御指摘の点も参考にしながら、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、環境統計の充実に向けて取り組んでまいります。	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)に基づき、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、温室効果ガス排出・吸収量データの更なる充実を図るなど、引き続き環境統計の充実に向けて取り組んでおります。

## ⑤文化に関するもの(1項目)

No	要望・提案 名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	文化芸術分野の統計 データの把握・構築 と分析及び新たなエ ビデンスの開発	文化芸術を本法に基づき、2018年度より文化芸術推進基本計画がスタートし、文化けば2019年度から政策評価に取組心でいるところです。この政策評価をより充実したものにするためには文化芸術分野の基礎データを整備することが必要であると考えます。しかしながら、文化芸術分野の実態を包括的に把握している基礎的な統計データが欠如しているために、文化政策の効果や各種助成事業の成果が明確に導き出せない現状です。改正された基本法においては、文化芸術の範囲が拡大し、文化芸術の本来的価値に加え、社会的価値、経済的価値を育むことが期待されいます。文化財を観光振興に活用することや、認知症患者の認知症の促進を抑制する演劇情動療法など、個別の成果は発表されていますが、文化芸術分野の社会に対する波及効果や、国民に対して文化芸術分野に公的資金を活用する説明責任などが果たされていない状況です。現場推進者の努力不足もあるかとは思いますが、そもそも基礎となるデータベースが各業界に分散しており、全国的包括的な統計がないため分析ができません。文化芸術が社会に対して、我が国の政策目標に対して貢献できる要素は多数ありますのに、それを立証、実証できるデータが決定的に欠如しております。以上の理由から、文化芸術の持つポテンシャルを今後高めていくことができるよう、統計データベースの構築と新たなエビデンスの開発を提案いたします。加えて、既存の調査(社会教育調査等)も、文化政策の変化や法改正により柔軟な見直しを考えて頂く必要があることを申し添えます。	ピナンスに基いた政策評価の実施をしているところであり、政策評価の実施状況については、文部科学省HP (https://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm) において公表しております。また、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)に基づく,「文化芸術推進基本計画一文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくるー(第1期)」(平成30年3月6日閣議決定、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf)においても、現状のデータを進	前回「検討結果の内容」においても述べた通り、文化庁としては、文化行政の推進に当たり、既に具体的な指標を設定し、エビデンスに基づいた政策立案・評価に取り組んでいるところです。また、「文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究」を継続的に実施し、文化の社会的・経済的価値の把握についても検討を進めてきています。現在、令和5年度以降の5年間を対象とした「第2期文化芸術推進基本計画」の策定に向けた検討も行っているところであり、政策評価の指標の設定の在り方等については、引き続きそうした検討の中で見直しを図っていくこととしています。

## 3. 二次利用の手続等への要望(4項目)

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
	用・学術利用を担当	統計データの二次利用・学術利用を担当する部署の設置を要望します。私は大学勤務の社会科学研究者で統計先進国であるデンマークの行政データを長年分析していますが、デンマーク統計局の中に、タに提供・利用に特化した部署・窓口があり、幅広い行政データを大きで、タの提供・利用に特化した部署・窓口があり、幅広い行政で一タの大会に対応しています。またこれらの部署は、統計局内に合き、こに個票データを置いて外部のリモートタクセスに対応する対応に個票データを置いて外部のリモートタクセスに対応にも対応に個票データを置いて外部のリモートターマスの危険にも対応にも対応にあるが、一タのがよりので、分析上のデータの価値を保ちつつ、変数ので、コータをしています。このような部署のは一名の表述の人員とリナースのが表が表が表が表が表した。では、おりのでは、のでは、おりのでは、といいます。のでは、といいいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいいには、といいには、は、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいいには、といいいには、といいには、といいには、といいいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいいには、といいには、といいには、といいには、といいいには、といいには、といいには、といいいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいいには、といいいには、といいいいいいいいには、といいいいには、といいには、といいには、といいには、といいいいいには、といいいいいいには、といいいには、といいいいには、といいいいいいいいいい	者の利便性の確保とともに、秘密の保護に万全を期す必要があること等を踏まえ、セキュリティレベルの高いオンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組んでおります。統計調査の調査票情報の提供に係るオンサイト利用においては、事前審査を可能な限り効率化し、探索型の研究に対応するとともに、調査票情報を利用して作成した個別の統計等を事後的にチェックする仕組みを「平成30年法律別の長又は指定ないるは、統計等の一部改正、行政機関の長又は指定な、立立行政法人等が行った統計事務に「不成30年法律知行して、公司機関で、第一次によりにより、第一次によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	オンサイト施設について、以前回答したときは、群馬大学、一橋大学、多摩大学、新潟大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、情報・システム研究機構、独立行政法人統計センター、統計データ利活用センターの計11箇所に設置済みでございました。その後、令和3年1月に香川大学、同年8月に名古屋大学、同年9月に金沢大学に追加して設置しており、引き続き拡充に取り組んでいます。 また、オンサイト利用が可能なデータについては、令和元年度末時点で7府省が所管する54調査が提供可能だったことに対し、令和3年12月時点では9府省が所管する84調査が提供可能となっており、引き続き提供可能なデータの拡充にも取り組んでいます。なお、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について、引き続き、検討を行っていきます。
2		るが、一般的に研究機関のデータ提供に関して窓口への出頭や郵送による手続きが必要となることはない。例えば、慶応義塾大学のパネルデータや東京大学社会科学研究所SSJDAではメールのみの連絡でデータの利用が可能である。この結果、国の個票データの利用頻度はこれら研究機関のデータに比べて相当低いものとなっている。また、利用	活用について規定されております。例えば、匿名データの提供については、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等を行う場合に提供できるとしており、提供対象に合致すれば、一定の手続を経た上で匿名データを利用することが可能となっています。また、「公的統計の総合的品質管理を目指して(建議)」(令和元年6月27日統計委員会決定)において、統計の利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに結果数値等の誤らの観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進することとしており、統計法等の一部改正法(平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行)により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏ま	オンサイト施設について、以前回答したときは、群馬大学、一橋大学、多摩大学、新潟大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、情報・システム研究機構、独立行政法人統計センター、統計データ利活用センターの計11箇所に設置済みでございました。その後、令和3年1月に香川大学、同年8月に名古屋大学、同年9月に金沢大学に追加して設置しており、引き続き拡充に取り組んでいます。また、オンサイト利用が可能なデータについては、令和元年度末時点で7府省が所管する54調査が提供可能だったことに対し、令和3年12月時点では9府省が所管する84調査が提供可能となっており、引き続き提供可能なデータの拡充にも取り組んでいます。

## 3. 二次利用の手続等への要望(4項目)

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
3	統計等データに関す る品質向上の施策の 提案	統計等データに関しまして、出典・年月を公表することと、資料収集時の担当者を省内で明らかにすることで、責任の所在が明確になり齟齬や解釈の誤り、単純ミスを防ぐことができます。気象データ等の時間経過を重要視する場合は年月時間まで明示されることで、信頼できるデータであると判断できると思料致します。読み解き、分析する側の立場に立つことで、わかりやすく広く受け入れられる統計等データになるものと提案させていただきます。	管統計に関する基礎情報について、ホームページ等での表示	「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、毎年度、関係府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っています。なお、作成過程の透明化の一環として、統計委員会からの建議等を踏まえ、統計調査の調査計画及び「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」(令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ)に基づき各府省が実施した点検・評価結果を、e-Statにおいて一元的に閲覧できるよう整備を行い、順次掲載作業を実施しています。
4	統計法33条による調査票情報申請・利用の円滑化に向けた提案	データの申請の段階で、利用する項目を説明するのに担当者と申請者の間で修正を繰り返すことがあります。私は初めての申請では、どのレベルでの修正を求められているかを理解するのが難しかったでは1回目の修正に対応しても、2回目の修正では最初の修正では指摘されていなかった点の修正を指摘されているような印象を受けました。おそらく、1回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正の時点では問題が多すぎたために、2回目の修正の時間がと思います。このプロセスはないの中請書が許可される表表での時間がとなるもの立つととえば、からと思います。どのようなレベルの申請書が許可されるではないただけ、2のの時間がと2のではないが活用の推進を目指して、その利用に対する例のによりのではないが活用の推進を目指して、その利用に対する場合の概定をクロボータを利用ポータルサイト」(https://www.e-stat.go.jp/microdata/)を令和元年5月1日に開設し、ミクロデータの提供等に関する情報提供を容和元年5月1日に開設し、ミクロデータの提供等に関する情報提供を容には、このを担いてのは、10名ところです。申請に当たの本語に対していただきまのを表表に記載していただきまりのであります。では、2の名ところです。申請に当たの本語に記載していただきますようが記述します。では、2の名ところでは、2の名ところでは、2の名ところでは、2の名ところでは、2の名ところでは、2の名ところでは、2の名ところでは、2の名ところでは、2の名ところには、2の名には、2の名ところには、2の名ところには、2の名ところには、2の名ところには、2の名ところには、2の名ところには、2の名には、2の名とには、2の名ところには、2の名ところには、2の名とには、2の名ところには、2の名には、2の名とには、2の名ところには、2の名には、2の名とには、2の名には、2の名ところには、2の名に	総務省では、ミクロデータの提供及び活用の推進を目指して、その利用に関する制度の概要や具体的な利用手続のほか、各府省の利用可能なデーター覧、ミクロデータの利用実績等を一元的に集約した「ミクロデータ利用ポータルサイト」(https://www.e-stat.go.jp/microdata/)を令和元年5月1日に開設し、ミクロデータの提供等に関する情報提供を行っております。調査票情報の秘密の保護及び審査事務の内容については、調査票情報の秘密の保護及び国民の統計調査に対する信頼を確保しつつ、データの性質など各統計調査固有の事情を考慮し、調査実施府省において、個別に対応するものであり、一律に判断では、各調査実施府省において個別に作成している申請と当たっては、各調査実施方省において個別に作成している申請を引きるものです。申請に当たっては、各調を対応において個別に作成している申請を引きるに対応が表表にしていただき、御対応いただきますようお願いいたします。	検討結果に記載しているミクロデータの利用に関する制度の概要や具体的な利用手続、申出書の記 入例等について、ミクロデータ利用ポータルサイトで引き続き情報提供を行っております。

	. ナーダ収集・処理に当につくの安全(3項日)※3件甲1件対応済 			
No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	統計データの接合に ついて	行政データですが、税務情報、出生死亡、婚姻、居住地、医療、教育、犯罪、といったすべての情報が全国民レベルで接合可能です。企業の情報も同様です。また、行政データのみならず、サーベイの場合にも、国民IDを元に標本抽出が行われるので上記の各種行政データとの接合ができます。国民IDはすべて秘匿化されているので、そこから個人を特定することはできません。一足飛びにここまでのデータの整備が日本で可能と思っていませんが、長		個人情報の取扱については変更ありませんが、今年で大大大大学で大きな情報に関連して、事業所・企業に関する情報に関連して、新一大会を開連して、新一大会を開始に関連して、大きな主に、「全年の一大会をは、「全年の一大会をは、「全年の一大会をは、「会社の一大会をは、「会社の一大会社の一大会社の一大会社の一大会社の一大会社の一大会社の一大会社の一大
2	理方法の改革と統計	統計などの収集処理方法が時代に合わなくなっている点にも動取収集・集計するで、具体的には(1)統計データを発生時点でデータ化し自動収発署と繋がっているので、改作して見当ながまりませました。具体にはないかとは賃金の支々を出ここすを表現でいるので、改作して見当がが、のより、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(1) 税務データの統計への利活用について、国税庁の考えとしては、平成23年度統計法施行状況審議において整理されており、i) 必要とされるデータを国税庁が有していること、ii) 当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと、iii) 当該データが電子化されていること、iv) 所用のコストを活用側が負担できることの4条件を満たせば活用が可能との意向が言されております。一方、毎月勤労統計調査は、給与等の変動を毎月明らかにすることを目的に行っており、事業所の労働者の賃金総額等を調査しております。しかし、御指摘の情報を用いても、毎月の賃金を把握できないことや事業所の労働者の賃金総額等を調査しております。しかし、御指摘の情報を用いても、毎月の賃金を把握できないことを事務の実態を把握することは困難だと考えております。また、賃金構造基本統計調査は、労働者の属性門のた我が国の賃金の実態を把握することを目的に行っており、主要産業に雇用される労働者ごとの属性や毎年6月の賃金額等を調査しております。しかし、御指摘の稅務データを用いても、上記と同様の理由に加え、この調査の目的である労働者の属性について職種、学歴等は把握できないこと等から、この情報を活用することは困難だと考えております。最後に、(1)のうち、人口動態統計については、市区町村に届出された出生届出等各種届出は、戸籍情報システムに入力されます。人口動態調査では、改めて厚生労働省が調査の出生証明書や死亡診断書等の情報を入力することによりデータを作成しています。医師等による出生証明書・死亡診断書等を自動的にデータ化することについては、システム構築や様式の電子化など直ちに対立により引き渡され、併せて届出の添付書類の出生証明書や死亡診断書等の情報を入力することによりデータを作成しています。ことは困難ですが、今後も御要望を参考にしつつ、実現可能性を含めて検討してまり身集団情報が存在しない場合もあり、どのようなデータ収集方法が適切かについては、調査で担握してよりみますのでよどを勘案しています。(2)母集団情報が存る中のよりに表するでよると認識しています。また、全数調査は、統計作成者及び報告者の双方への負担が大きいため、今毎時のを要性等を含めて、統計作成の効率化や報告者負担の経滅に努めています。(3)統計法において、調査者を開めて必要性等を含めて、統計作成の効率化や報告者自独の表別を対して、13)制計法において、まずをとして、サンブル調査が採用される場合もあると思われます。なお、総務省では、統計表方の人に対して、第19年ではならないという守税養務があり、第59条、第61条)。その他、公的統計の中核となる基幹統計を作成するための特に重要な統計調査である基幹統計調査に関して、報告義務者による報告である、第39条、第41条~第43条)、これに違反した者に対して、13則が定められています。(4)我が国の統計制度では、統計を発売的の機能を強定した。(4)我が国の統計制度では、統計を通りの表別を指する場合に、これを観りとないます。(3)統計法において、第19年では、200条第1月のでは、200	書寺を目期的にナーダ化する仕組みを構築するに当たり、 十分なセキュリティを確保したシステム構築や、様式の 電子化などの課題があり、現在、課題の整理を行ってい るところです。今後も御要望を参考にしつつ、実現可能 性を含めて検討してまいります。

# 5. 調査対象者の負担軽減の要望(1項目)

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	<b>検討結果の内容</b> (令和2年11月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	統計はコストがかか ることを意識して欲 しい	ポイントは3点です。1.統計及び調査項目を増やす時は、それと同程度の統計及び調査項目を減らして欲しい2.政策立案者は現場の負担に対する想像力を持って欲しい3.回答を改めて作る必要が無い調査をしてもらいたい1.統計及び調査項目が増加すると現場の負担は増えます。統計調査にはコストがかかることを国は意識してもらいたいところです。時々、現場に聞けばすぐに意図する数字がすぐに上がってくると上の方の人や政治家が考えているんじゃないか、という調査物が降ってきて、現場の通常業務が滞り、本業に悪影響を与えています。2.は1.と接続しますが、現場の負担に対する想像力を政治家や官僚の方々は持って欲しいところです。時々、何も考えていないような、ボタンを押せばすぐに回答が出てくるかのような調査物があります。3.も1.及び2.と接続するのですが、統計調査は改めて現場が1から数値を作る必要が無いものに限定してもらいたいところです。あるいは、回答できません、という選択肢を明確に認めて欲しいところです。	おり、この方針に沿って行政機関目体が保有する行政記録情報等を活用するなど不要な調査の削減や調査項目を減らすこととしているとともに、統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コストを、3年間で2割削減1 終務後は その取組状況をフェローアップ	総務省では、各府省の行政記録情報等の利活用状況を把握するため、毎年度、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施しており、調査結果は、統計調査の企画の際に行政記録情報等の活用可能性を精査するための基礎資料として活用していただくため、各府省と共有しております。また、統計に関する官民コストについては、昨年度で取組の対象としていた3年間が経過したことを受け、各府省における取組状況の最終フォローアップを実施し、コスト2割削減の目標達成を統計委員会に報告しました。統計調査のコストについては、現場での意見も踏まえ、引き続き削減に努めてまいります。